

平成17年7月4日

障害者差別条例を考えるみやぎ連絡協議会
代表 伊藤清市様

宮城県重症心身障害児(者)を守る会
会長 秋元俊通

障害のある人への差別を排除する県条例について（意見）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、重症心身障害児および重症心身障害者並びに当会にお寄せいただいております御理解と御指導とに心より感謝申し上げます。

さて、標記について一言申し上げさせていただきます。

差別は全ての不幸の源ですから、障害のある人のみならず人種、国籍、性別、宗教、信条についての差別はあってはならないものとされております。しかし、いろいろな差別は厳然として存在しておりますし、私たち自身も何かに付けその差別をしたり、またそれを甘んじて受けたりもしておりますのも現実であります。この社会から「差別」を失くすことができないから、「区別」という便利な言葉を使っているのかもしれない。

人によっては好悪感が違いますし、美醜にさえ好き嫌いがあります。当然、障害のある人を嫌う人もおることはありえることだと思っております。この人間として当たり前の感情を罰することはできないものと思っております。

差別をしないことは、教養です。常識という言葉でも良いかもしれません。人間性の向上が原始的感情を抑制できるものと思っております。

標記条例の主旨は、「差別によって障害のある人が損害を蒙ったと感じないようにすること」のために、またただ単に金銭や処遇の損得問題を取り上げるためにあるように思えてなりません。「差別は一般感情として社会には存在している」ことを容認しながら「差別のない社会を作ろう」と言い繕うためのもの、「制定さえしておけば行政責任はお仕舞」とまるで説明責任程度のお考えのようにも見えます。

もし、どうしても制定されるのであれば、行政自らもその目標を設定し、その結果と成果とをご検証されることを切望いたします。

私たちも、この「差別をなくすまたは少なくする」ことが大切なことだとはいふまでもなく、心から願っておることでもありますので、当会といたしましては、「法以前に倫理あり。」と謂われておりますように、「県条例以前にモラルあり。」と提言させていただきます。差別をしないことが社会生活の常識的な規範であることには間違いがありませんので、条例などと堅苦しいことではなく、「県民努力目標」として県民運動に盛り上げていただきたいと考えております。